

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第5、議案第59号 松崎町廃棄物処理施設周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議案第59号 松崎町廃棄物処理施設周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（生活環境課長 鈴木 悟君 説明）

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（深澤 守君） この条例に基づいて、基金というものが設置されてると思うんですが、これ基金が0になった場合に存在する意味があるのか。

この条例について廃止する意向があるのか、その点について伺います。

○生活環境課長（鈴木 悟君） まず基金の金額は0円となりますが、一応事業が終了する今年度予定しておりますけれども、その終了するまでは廃止せず、事業完了後に廃止の手続きを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺文彦君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第59号 松崎町廃棄物処理施設周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---